

小田原市スマートポールプライバシーガイドライン

<目次>

- 0. 前文
- 1. 目的
- 2. 用語の定義
- 3. 適用対象
- 4. 個人情報の取得、利用
 - 4.1 個人情報の取得
 - 4.2 個人情報の利用
- 5. カメラ撮影における個人情報の取扱い
 - 5.1 カメラの設置形態の説明
 - 5.2 撮影された画像の考え方
- 6. 人流情報（非個人情報）の取得、利用
 - 6.1 情報の取得
 - 6.2 情報の処理、保存
 - 6.3 情報の安全管理措置
- 7. 防犯目的の情報の取扱い
 - 7.1 情報の取得、保存
 - 7.2 情報の利用、提供
 - 7.3 情報の安全管理措置
- 8. フリーWi-Fi サービスにおける情報管理
 - 8.1 個人情報の取り扱い
 - 8.2 個人情報の利用目的の同意取得
 - 8.3 Wi-Fi 基地局設置者と Wi-Fi サービス事業運営者が異なる場合

0. 前文

本計画は、小田原市が推進するスマートポール事業で利活用する情報について、個人情報の取扱いに関して遵守すべき事項について定めたものである。

このスマートポール事業は、小田原市がスマートポールを設置し、小田原市及び民間事業者が運営を行い、スマートポールに内蔵したカメラや Wi-Fi 基地局から、管理者として個人情報を含む情報を取得し管理する。

- ・利用目的の通知及び公表を行い、カメラ画像等の個人情報の取得を行う。利用目的外の個人情報の利用は一切行わない。
- ・本人の同意を取得することができない人物の個人情報（写り込みも含む人の画像等）については、統計データや群のデータといった非個人情報に変換して、利用する。
- ・個人情報の取扱い及び安全管理措置について、小田原市民に対する分かりやすい説明を行うことに努める。

1. 目的

本計画は、小田原市が推進するスマートポール事業のスマートポール関係事業者が、事業目的の遂行のために、個人情報保護法、ガイドラインその他の法令および規則ならびに関係官庁のガイドラインに従い、適切に個人情報を利用し、プライバシーの侵害を防ぐために準拠すべき基準を示すことを目的とする。

2. 用語の定義

・防犯カメラ

防犯目的のカメラ画像を撮影するカメラ。カメラ画像は防犯目的のためにのみ保存される。

・人流カメラ

人流情報を生成、取得するために人流のカメラ画像を撮影するカメラ。防犯カメラと同一のカメラで共用する場合もあるが、共用か別々かに係らず、接続する人流情報生成・取得系の処理システムは、防犯情報取得系の処理システムと完全に分離し、人流情報生成・取得系の処理システムでは人流のカメラ画像を保存、保有しない。

・人流カメラ画像

カメラで定点的な位置から撮影した人流のカメラ画像。特定の個人が識別できる個人の顔画像が含まれる。

・人流情報

人流のカメラ画像に関連する情報から統計処理された情報。AI 等によって自動的に解析した、特定の場所の時間断面的な、人流の推定性別・推定年代・マスク着用有無などの人数情報。

- ・ 人流情報生成・取得系の処理システム
スマートポールシステム内の、人流のカメラ画像から人流情報を生成・取得する処理システム。人流のカメラ画像は保存しない。
- ・ 防犯カメラ映像
カメラで定点的な位置から撮影した防犯カメラの映像。特定の個人が識別できる個人の顔映像が含まれる。
- ・ 防犯情報
防犯カメラの映像そのもの。
- ・ 防犯情報取得系の処理システム
スマートポールシステム内の、防犯カメラのカメラ画像を防犯目的で保存する処理システム。
- ・ 複合カメラ
1台のカメラで人流カメラ、防犯カメラの両方の機能を兼ねるもの。
- ・ 捜査機関
刑事訴訟法で捜査の権限と責務を認められた機関。
- ・ フリーWi-Fi サービス
スマートポール設置周辺滞在者に、Wi-Fi サービスを無償で提供するサービス。
- ・ データ連携基盤
スマートポールを含む、小田原市が管理するシステム間のデータ連携を処理するシステム。

3. 適用対象

本計画の適用対象は、小田原市及びスマートポール関係事業者とする。

4. 個人情報の取得、利用

4.1 個人情報の取得

(1) スマートポール事業において取得する個人情報は、以下に限定する。なお、データ連携基盤においては個人情報の取扱いはない。

- ① 防犯目的で取得する防犯カメラ映像
- ② 人流情報を取得するために撮影する人流カメラ画像
- ③ Wi-Fi サービスにおいて本人同意を得て取得する利用者認証情報（メールアドレス、MACアドレス等）

4.2 個人情報の利用

- (1) スマートポール事業において利用する個人情報は、利用目的の範囲内での利用に限定する。本事業においては防犯カメラの撮影に関して、利用目的の通知・公表を実施する。
- (2) 取得した個人情報を、本人の同意を得ずに、特定の個人を識別する利用を禁止する。
- (3) 取得した個人情報を、第三者に提供することは、法令等に特段の定めがある場合を除き、禁止とする。ここで、法令等に特段の定めがある場合とは、捜査機関が捜査関係事項照会書に基づいて、カメラ画像の提供を求める場合などがある。

5. カメラ撮影における個人情報の取扱い

5.1 カメラの設置形態の説明

- (1) カメラの設置形態により、1台のカメラで人流カメラ、防犯カメラの機能を有する場合は、運用するシステム自体の管理を2系統に分離して互いの情報を容易に取り扱えないようにする。人流カメラの人流カメラ画像は、人流情報への加工処理後速やかに消去して保持しないなど、カメラ機能の取扱いが異なることをプライバシーポリシーで分かりやすく説明する。

5.2 撮影された画像の考え方

- (1) 撮影された人流カメラ画像は人流情報化するための処理過程であっても個人情報である。個人情報保護法に則り、人流カメラ画像の即時の消去など、適正に取扱いを行う。

6. 人流情報（非個人情報）の取得、利用

6.1 情報の取得

- (1) 人流情報は人流カメラ画像により取得する。
- (2) 人流カメラの設置場所には、カメラ作動中であるといった機器作動中を示すこととその目的の表示を行うか、又は設置場所の歩行者等がそれらを容易に知り得る状態にする。
- (3) 人流カメラによって撮影した人流カメラ画像から、AI技術等による解析処理等によって人流情報を取得する際、人流情報の項目は、特定の場所の時間断面的な、人流の特徴量のみとする。
- (4) 人流の画像の解析等においては、いかなる場合でも特定の個人を識別するための識別子を持たない。

6.2 情報の処理、保存

- (1) 人流情報の生成、取得は人流カメラ画像の撮影とリアルタイムで行い、人流カメラ画像は即時に消去して保存せず、バックアップも取得しない。
- (2) 保存する情報は人流情報のみとし、人流カメラ画像の保有は行わず、いかなる手段を講じても人流情報から特定の個人を識別することは不可能な状態にする。

- (3) 取得した人流情報を時系列的に並べて、特定の人物(点)の移動や流れを解析することは、特定の個人の識別となることがあり、スマートポールでは事前の本人同意が取れないため、禁止とする。

6.3 情報の安全管理措置

- (1) 人流カメラ画像の瞬間的な撮影と利用であって当該人流カメラ画像を保存しないとしても、個人の顔画像を含むものであり、個人情報の取扱いに該当することに留意し、人流カメラ画像の撮影や解析の処理中の盗聴、不正利用、目的外利用を防止する安全管理措置を講ずる。

7. 防犯情報の取得・利用

7.1 情報の取得、保存

- (1) 防犯目的の情報の取得は防犯カメラによって行う。複合カメラを使用する場合は、複合カメラに接続する防犯情報取得系の処理システムでのみ防犯カメラ映像を保存し、人流情報生成・取得系の処理システムでは保存しない。
- (2) 防犯カメラの設置場所付近には、防犯カメラ作動中の表示を行う。
- (3) 防犯カメラの画像等の保存期間は、14日間までとする。
- (4) ただし、以下の場合はその限りではない。
- ① 法令等に基づく場合
 - ② 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

7.2 情報の利用、提供

- (1) 防犯目的の情報の利用、提供は、以下の場合に限る。
- ① 法令等に基づく場合
 - ② 捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けた場合
- (2) 防犯目的の情報は、防犯目的以外には利用、提供しない。匿名加工して防犯目的以外に利用、提供することも禁止とする。

7.3 情報の安全管理措置

(1) 防犯目的による情報の取得であっても、人の顔画像を含むものであり、個人情報の取得に該当することに留意し、撮影した画像等の盗聴、盗難、不正利用、目的外利用を防止する安全管理措置を講ずる。具体的には以下の措置を講ずる。

- ①防犯カメラ内のストレージは強固なパスワードで暗号化されており、盗難による防犯カメラ映像の漏洩を防止する。

②防犯カメラでは、防犯カメラ管理者が、有効期限や閲覧条件付きの防犯カメラ映像取得者のユーザ登録削除、防犯カメラ映像取得実績の管理が行えるようになっており、適正な運用を図ることができる。

③防犯カメラ映像は、システムにおいて、暗号化記録・セキュア運搬・消去のサイクルを厳格に管理する。

(2) 防犯カメラ映像は『個人データではない個人情報』であるが、第三者提供を行うために、利用目的に第三者提供をする旨を追加して、通知・公表をする。

8. フリーWi-Fi サービスにおける情報の取得・利用

8.1 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報保護法および関連するガイドライン、または、地方自治体関連の条例等に定める個人情報（以下、「個人情報等」という）についての規定を遵守し、適法かつ公正な手段を用いて取り扱うものとする。

(2) 本サービスの提供に伴い、取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲で使用しまたは保有するものとする。

(3) 本サービスの提供に関連して知り得た利用者の個人情報等については、次の各号に掲げる場合をのぞいて一切使用しないものとする。

- ① 利用者に対して、商品・サービスの情報提供のためにダイレクトメール等による案内を行う場合
- ② 本サービス向上の目的で個人情報等を集計および分析する場合
- ③ 前号の集計および分析で得られたものを、個人を識別・特定できない態様にて第三者に開示または提供する場合
- ④ 本サービスの障害、不具合、事故発生の際の調査・対応のために情報の開示または提供が必要とされる場合
- ⑤ 人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

8.2 個人情報の利用目的の同意取得

(1) フリーWi-Fi サービスにおいて個人情報を取得する場合は、利用目的を本人に提示後、本人の明示的な同意を取得し、記録する。

8.3 Wi-Fi 基地局設置者と Wi-Fi サービス事業運営者が異なる場合

(1) Wi-Fi 基地局設置者と Wi-Fi サービス事業運営者が異なる場合でも、個人情報に関してはこの計画に準じて同等の取扱いを実施しなければならない。

以上

<関連法令等>

- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（PPC）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
（第三者提供時の確認・記録義務編）（PPC）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（PPC）
- ・ カメラ画像利活用ガイドブック（IoT 推進コンソーシアム・総務省・経済産業省）
- ・ 地域課題解決のための人流データ利活用の手引き